

	どらくさ漁業	〃
	かき漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うに漁業	〃
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	餌むし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市相浜及び布良並びに南房総市白浜町

7 条件 なし

その三十三

1 公示番号 共第三十三号

2 漁場の位置 館山市相浜から南房総市白浜町滝口に至る沖合

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九秒の点（館山市と南房総市との境界付近（トツツの鼻）に設置した標柱）

基点南五十四号 北緯三四度五四分一一・六二九九秒、東経一三九度五〇分三九・三四九六秒の点（南房総市白浜町根と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三四度五四分〇四・〇一八七秒、東経一三九度四八分二五・二五〇四秒の点（基点南五十三号から二三五度二、〇〇〇メートルの点）

イ 北緯三四度五三分〇八・一四三一秒、東経一三九度四六分四八・四八一九秒の点（基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点）

ウ 北緯三四度五二分二二・五〇九八秒、東経一三九度四七分二三・四九七〇秒の点（基点南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点）

エ 北緯三四度五二分〇九・七五六一秒、東経一三九度四八分一九・二四一〇秒の点（基点南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点）

オ 北緯三四度五一分二八・五四九六秒、東経一三九度五二分〇七・四〇四二秒の点（基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点）

カ 北緯三四度五三分四一・九八〇四秒、東経一三九度五〇分五五・三六六七秒の点（基点南五十四号から一五六度一、〇〇〇メートルの点）

キ 北緯三四度五三分三〇・二五〇九秒、東経一三九度四九分三八・八四七九秒の点（基点南五十三号から一七四度二、二〇〇メートルの点）

ク 北緯三四度五三分三一・五六八二秒、東経一三九度四八分五七・三二四七秒の点（基点南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点）

ケ 北緯三四度五三分四〇・四九三八秒、東経一三九度四八分四〇・八一七七秒の点

コ 北緯三四度五三分四五・七六三四秒、東経一三九度四八分三五・二五三三秒の点（基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 館山市相浜及び布良並びに南房総市白浜町
- 7 条件 なし

その三十四

- 1 公示番号 共第三十四号
- 2 漁場の位置 南房総市白浜町地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点南五十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
 - 基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九秒の点（館山市と南房総市との境界付近（トツツの鼻）に設置した標柱）
 - 基点南五十四号 北緯三四度五四分一一・六二九九秒、東経一三九度五〇分三九・三四九六秒の点（南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱）
 - 基点南五十五号 北緯三四度五四分一四・五二九三秒、東経一三九度五二分五五・二三七九秒の点（南房総市白浜町滝口と同市白浜町白浜との境界付近に設置した標柱）
 - 基点南五十六号 北緯三四度五四分二六・四八三四秒、東経一三九度五四分四二・一七四一秒の点（南房総市白浜町白浜の名倉漁港東側防波堤に設置した標^{びょう}柱）
 - 基点南五十七号 北緯三四度五四分四七・七二〇〇秒、東経一三九度五五分五二・一四九〇秒の点（南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱）
 - ア 北緯三四度五四分三二・三五二三秒、東経一三九度四九分四五・九八三八秒の点
 - イ 北緯三四度五三分四〇・四九三八秒、東経一三九度四八分四〇・八一七七秒の点
 - ウ 北緯三四度五三分三一・五六八二秒、東経一三九度四八分五七・三二四七秒の点（基点南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点）
 - エ 北緯三四度五二分〇九・七五六一秒、東経一三九度四八分一九・二四一〇秒の点（基点南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点）
 - オ 北緯三四度五二分二八・五四九六秒、東経一三九度五二分〇七・四〇四二秒の点（基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点）
 - カ 北緯三四度五二分三一・二四一一秒、東経一三九度五三分〇八・三四九二秒の点（基点南五十五号から一七四度三、二〇〇メートルの点）
 - キ 北緯三四度五二分四三・〇八三五秒、東経一三九度五五分四一・一一六九秒の点（基点南五十六号から一五四度四八分三、五二〇メートルの点）
 - ク 北緯三四度五三分一〇・七二七八秒、東経一三九度五六分三七・一九九九秒の点（基点南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点）
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	〃
	とさかのり漁業	二月一日から九月十五日まで

おにくさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とりあし漁業	〃
どらくさ漁業	〃
はまぐり漁業	〃
あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	〃
なまこ漁業	〃
餌むし漁業	〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 南房総市白浜町

7 条件 乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その三十五

1 公示番号 共第三十五号

2 漁場の位置 南房総市白浜町地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点南五十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九秒の点（館山市と南房総市との境界付近（トツツの鼻）に設置した標柱）

基点南五十四号 北緯三四度五四分一一・六二九九秒、東経一三九度五〇分三九・三四九六秒の点（南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱）

基点南五十五号 北緯三四度五四分一四・五二九三秒、東経一三九度五二分五五・二三七九秒の点（南房総市白浜町滝口と同市白浜町白浜との境界付近に設置した標柱）

基点南五十六号 北緯三四度五四分二六・四八三四秒、東経一三九度五四分四二・一七四一秒の点（南房総市白浜町白浜の名倉漁港東側防波堤に設置した標^{びょう}柱）

基点南五十七号 北緯三四度五四分四七・七二〇〇秒、東経一三九度五五分五二・一四九〇秒の点（南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三四度五四分三二・三五二三秒、東経一三九度四九分四五・九八三八秒の点

イ 北緯三四度五三分四〇・四九三八秒、東経一三九度四八分四〇・八一七七秒の点

ウ 北緯三四度五三分三一・五六八二秒、東経一三九度四八分五七・三二四七秒の点（基点南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点）

エ 北緯三四度五三分三〇・二五〇九秒、東経一三九度四九分三八・八四七九秒の点（基点南五十三号から一七四度二、二〇〇メートルの点）

オ 北緯三四度五三分四一・九八〇四秒、東経一三九度五〇分五五・三六六七秒の点（基点南五十四号から一五六度一、〇〇〇メートルの点）

カ 北緯三四度五二分二八・五四九六秒、東経一三九度五二分〇七・四〇四二秒の点（基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点）

キ 北緯三四度五二分三一・二四一一秒、東経一三九度五三分〇八・三四九二秒の点（基点南五十五号から一七四度三、二〇〇メートルの点）

ク 北緯三四度五二分四三・〇八三五秒、東経一三九度五五分四一・一一六九秒の点（基点

南五十六号から一五四度四八分三、五二〇メートルの点)

ケ 北緯三四度五三分一〇・七二七八秒、東経一三九度五六分三七・一九九九秒の点 (基点

南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 南房総市白浜町

7 条件 乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その三十六

1 公示番号 共第三十六号

2 漁場の位置 館山市洲崎から南房総市白浜町に至る地先

3 漁場の区域ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点南五十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点南四十九号 北緯三四度五八分三一・四〇六三秒、東経一三九度四五分二六・八九八八秒の点 (館山市洲崎灯台中心点)

基点南五十号 北緯三四度五七分五五・四七四〇秒、東経一三九度四五分一二・六〇四一秒の点 (館山市洲崎と同市西川名との境界付近に設置した標柱)

基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九秒の点 (館山市と南房総市との境界付近 (トツツの鼻) に設置した標柱)

基点南五十四号 北緯三四度五四分一一・六二九九秒、東経一三九度五〇分三九・三四九六秒の点 (南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱)

基点南五十七号 北緯三四度五四分四七・七二〇〇秒、東経一三九度五五分五二・一四九〇秒の点 (南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱)

ア 北緯三四度五八分二九・九四九一秒、東経一三九度四六分〇・三七九一秒の点

イ 北緯三四度五九分三四・四九五一秒、東経一三九度四五分五二・〇八二五秒の点

ウ 北緯三四度五九分一三・八七二九秒、東経一三九度四四分〇三・七四八七秒の点 (基点南四十九号から三〇一度五二分二、四八二メートルの点)

エ 北緯三四度五七分三七・五二七〇秒、東経一三九度四三分五六・八三四七秒の点 (基点南五十号から二五四度二、〇〇〇メートルの点)

オ 北緯三四度五三分〇八・一四三一秒、東経一三九度四六分四八・四八一九秒の点 (基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点)

カ 北緯三四度五二分二二・五〇九八秒、東経一三九度四七分二三・四九七〇秒の点 (基点南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点)

キ 北緯三四度五一分二八・五四九六秒、東経一三九度五二分〇七・四〇四二秒の点 (基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点)

ク 北緯三四度五三分一〇・七二七八秒、東経一三九度五六分三七・一九九九秒の点 (基点南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点)

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いさき固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いなだ固定式刺し網漁業	"
	すずき固定式刺し網漁業	"

	ひらめ固定式刺し網漁業	〃
--	-------------	---

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 館山市洲崎、西川名、伊戸、相浜及び布良並びに南房総市白浜町
- 7 条件 富崎漁港及び乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その三十七

- 1 公示番号 共第三十七号
- 2 漁場の位置 南房総市千倉町から白子に至る地先
- 3 漁場の区域 次の基点南五十七号、ア、イ、ウ、エ及び基点南六十四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点南五十七号 北緯三四度五四分四七・七二〇〇秒、東経一三九度五五分五二・一四九〇秒の点（南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱）
 基点南五十九号 北緯三四度五六分二二・一二二九秒、東経一三九度五七分三二・六〇四三秒の点（南房総市千倉町平磯と同市千倉町川口との境界付近に設置した標柱）
 基点南六十一号 北緯三四度五八分〇三・五九七五秒、東経一三九度五七分三〇・六二六五秒の点（南房総市千倉町北朝夷と同市千倉町瀬戸との境界付近に設置した標柱）
 基点南六十四号 北緯三五度〇〇分四五・〇七〇五秒、東経一三九度五八分四七・七七七五秒の点（南房総市白子と同市和田町海発との境界付近に設置した標柱）
 ア 北緯三四度五三分一〇・七二七八秒、東経一三九度五六分三七・一九九九秒の点（基点南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点）
 イ 北緯三四度五五分二六・三八二九秒、東経一三九度五八分四四・一九〇八秒の点（基点南五十九号から一三三度一九分二、五〇〇メートルの点）
 ウ 北緯三四度五七分五六・七九〇一秒、東経一三九度五九分五六・二五八七秒の点（基点南六十一号から九三度一〇分三、七〇〇メートルの点）
 エ 北緯三四度五九分四二・六一〇〇秒、東経一四〇度〇〇分五二・四二二六秒の点（基点南六十四号から一二一度一五分三、七〇〇メートルの点）
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	〃
	おにくさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とりあし漁業	〃
	どらくさ漁業	〃
	かき漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで	

	さざえ漁業 ばていら漁業 うに漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 餌むし漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで " " " " 八月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	いなだ固定式刺し網漁業 ひらめ固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで "

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 南房総市千倉町及び白子

7 条件

- (一) 千倉漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
- (二) 固定式刺し網漁業は、定置漁具から千メートル以上離れて操業しなければならない。

その三十八

1 公示番号 共第三十八号

2 漁場の位置 南房総市和田町地先

3 漁場の区域 次の基点南六十四号、ア、イ及び基点南六十六号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南六十四号 北緯三五度〇〇分四五・〇七〇五秒、東経一三九度五八分四七・七七七五秒の点（南房総市白子と同市和田町海発との境界付近に設置した標柱）

基点南六十六号 北緯三五度〇三分〇九・七三一六秒、東経一四〇度〇二分一四・七八〇三秒の点（南房総市と鴨川市との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三四度五九分四二・六一〇〇秒、東経一四〇度〇〇分五二・四二二六秒の点（基点南六十四号から一二一度一五分三、七〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度〇一分四〇・六〇二〇秒、東経一四〇度〇三分一九・五八一八秒の点（基点南六十六号から一四九度三、二〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	"
	おにくさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とりあし漁業	"
	どらくさ漁業	"
	かき漁業	"
	はまぐり漁業	"
	ばい漁業	"
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで	